

令和6年度 多文化共生地域会議資料 多文化共生の社会づくり
「今ここにいる彼らと、共に創る未来」

NPO法人トルシーダ 伊東浄江

2024年7月5日

自己紹介&トルシーダの主な活動

きっかけは、国際交流協会の
日本語ボランティア養成講座
日本語教室に来た不就学の
子どもの居場所づくり
2003年NPO法人化

誰もが当たり前に学べ
機会があり
夢や希望が持てる
多様な個性が輝く社会

- ◎ プレスクール
- ◎ プレクラス（初期指導教室）
- ◎ 居場所としての日本語教室
- ◎ **高校進学クラスSK**
- ◎ 働くための日本語教室
- ◎ 地域づくり事業

2000年前後の状況

豊田市国際交流協会

日本語ボランティアグループでの活動

保護者と共に日本語教室に来た子どもたち

○学校に行っているけど支援はなし

○学校には行かない

行っても日本語が分からないから意味がない

2～3年のデカセギだから家を手伝った方がいい

外国ルーツの子どもたちが多く、保見団地で短期集中日本語講座の実施、その後豊田市国際交流協会の事業として平日毎日開催する居場所としての日本語教室の実施

居場所のない子どもたち

○小学校、中学校を退学

○日本語はできても、学校には行けない

○日本語を教えるつもりだっけど、、、鑑別、少年院という話ばかり

受け入れる場所が整ってきて

公立小中学校

定住、永住が前提での受け
入れ (先生方の意識の違いはありますが。。。)

ブラジル人学校

託児所から学校へ～ポルトガル語で強できる場所、帰国を前提として学べる場所



リーマンショック後、文部科学省・IOM 定住外国人の子どもの就学支援事業 虹の架け橋

定住外国人の子供の教育の義務化についての議論がおこらず終了

多国籍化、多様化、集住と散在の課題を残したまま終了

→学齢超過の若者が学ぶ場所がない

学校や行政との連携で変わったこともあります
(下学年編入等)

愛知県年齢別外国人人口5歳～19歳（法務省在留外国人統計）

	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳
2019年	10,824	9,490	12,592
2020年	10,605	9,400	9,998
2021年	10,829	9,475	9,000
2022年	11,181	10,201	11,254
2023年	11,499	10,542	12,442

県内学校在籍外国人生徒数（2023年度文部科学省学校基本調査）公立（私立）

2023年	小学校	中学校	高等学校
	11,795（33）	4,969（69）	1,039（475）

豊田市の年齢別外国人人口 (豊田市外国人統計)

	5歳～9歳	10歳～14歳	15歳～19歳	全体
2020年	7 6 3	7 0 5	8 0 2	1 7 , 7 2 5
2021年	7 6 8	7 4 5	7 6 2	1 7 , 4 4 5
2022年	8 1 6	7 3 9	8 3 2	1 8 , 3 9 3
2023年	8 2 9	8 0 3	9 7 4	1 9 , 9 6 2

2020年4月緊急事態宣言

2023年5月 五類移行

学齡超過の増加 「定住者」の場合

成人年齢の引き下げ（R4年4月）

成年年齢の引下げ等を内容とする「民法の一部を改正する法律」の成立を受け、定住者告示（※） 6号各号に規定する「未成年」については、現行の20歳未満から18歳未満に変更になり、**令和4年4月1日**から実施されています。

同日以降、18歳以上の方は「未成年・未婚の実子」として新規に在留資格「定住者」で入国することができません。

出展：出入国在留管理庁

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/longtermresident.html>

学齡超過の増加 「家族滞在」の場合

入管法別表第一の一の表の教授、芸術、宗教、報道、二の表の高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、**技術・人文知識・国際業務**、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能2号、三の表の文化活動又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動。該当例としては、在留外国人が**扶養する配偶者・子**。出展：出入国在留管理庁

ある行政書士のHPより

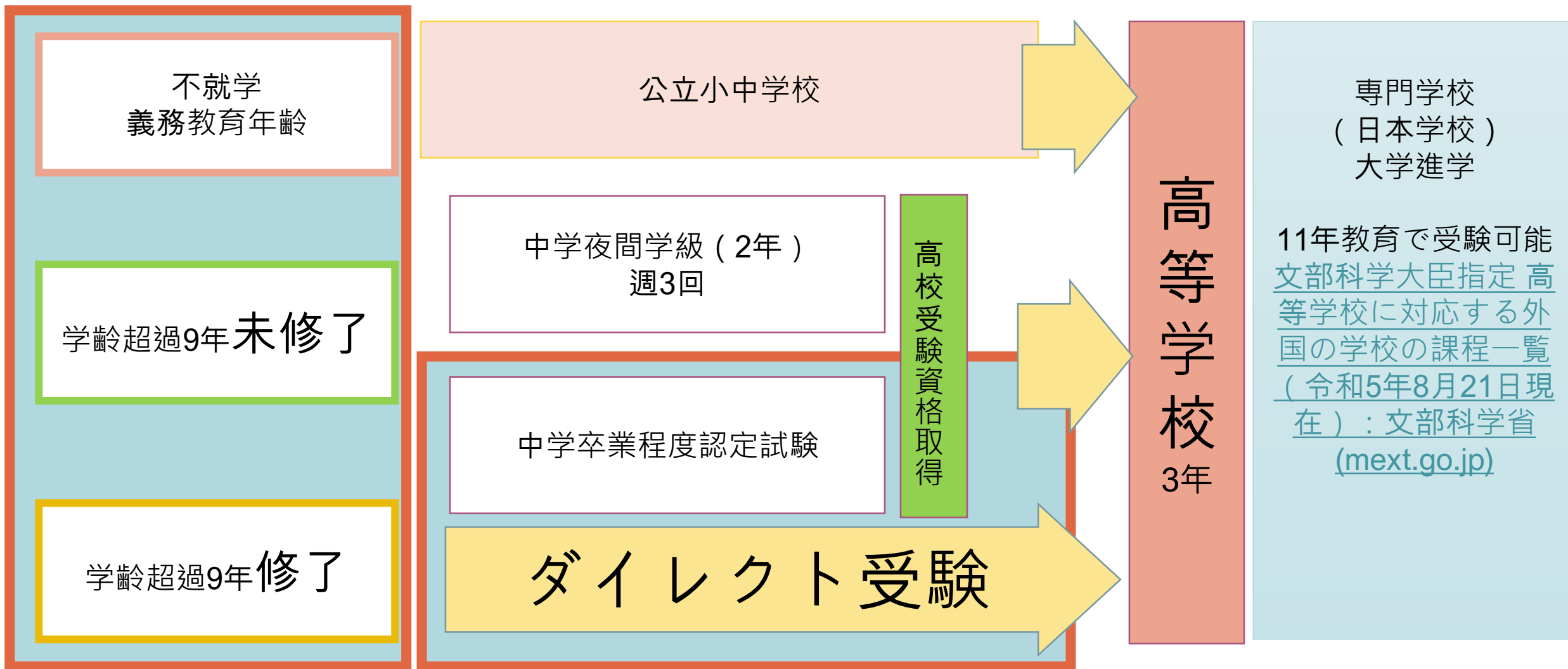
～14歳 中学校に在籍している場合は問題なくビザが取れる

15歳～17歳 高校に在籍している年齢。ビザ取得の難易度は上がるが、高校に通っていることがポイント

18歳～ この場合は不可能とお考えください。日本が成人年齢20歳であった時期はかろうじて呼び寄せることができる場合があります。。。

出展：[外国人雇用・就労ビザステーション \(visa-station.jp\)](https://visa-station.jp)

ということで、
高校へ行きたい新規来日の学齢超過が増えているのでは？？？
日本語教室の出口支援としての高校受験



外国人生徒選抜の有無、特別措置、入学枠については県により違いがある
都道府県立高校における外国人生徒・中国帰国生徒等に対する
2023年度高校入試の概要
https://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/kokonyushi/other/2022/2022houkokushoA4.pdf

ブラジル学校からの進路（愛知県）

学校教育法1条校ではない

中等部（9年）修了

受験不可

（日本の）高等学校

中等部（9年）修了

高等部（12年）修了

受験可能

大学
専門学校

トルシーダの高校進学クラスSKの取り組み

学齡超過(中学既卒者と15歳を超えて来日したケース)の若者を受け入れ、日本語指導、及び進路支援をし、高校進学を目指す教室です

高校入試 県による違い

全日制高校について

定時制高校について

外国人生徒

中国・韓国帰国生徒

海外帰国生徒

外国人生徒

中国・韓国帰国生徒

海外帰国生徒

今年度は都道府県をクリック↓

2022年調査 都道府県立高校(市立高校の一部を含む)の外国籍生徒及び中国帰国生徒等への2023年度高校入試特別措置等について
(kikokusha-center.or.jp)

北海道

札幌市

青森県

岩手県

宮城県

仙台市

秋田県

トルシーダのキャリア教育

日本語教室の出口支援として、工場見学や職場体験等を細々と実施していましたが、外国ルーツの若者を対象としたキャリア教育の専門家もいない状況で、目標とする「日本語」のレベル設定から難しく、必要な指導は手探り状態、個人的なネットワーク頼み状態。

ライフキャリアとして捉えなおし継続中です。

進路支援の冊子作成から

2012年

目的は高校へ進学しよう！

将来についてインタビュー
なりたい仕事から、進学と就
職を考えよう

目指せ！正社員！

2022年

目的は？

働き方の多様化
正社員がゴールではない
外国ルーツの強みが生かしているのだろう
か？
目標をなりたい自分になろう（自己実現）
とする

進路開拓ガイドブック、進路応援ガイドブック

進路開拓ガイドブック



進路開拓イメージ いろいろな経験をしよう！



「外国につながる子どもたちの進路開拓・進路応援ガイドブック」を
作成しました - 愛知県 (pref.aichi.jp)

進路支援冊子作成のためのインタビューでは

高校を卒業した外国ルーツの若者を正社員として雇用している企業3社にインタビュー

比較の対象は技能実習生か、ニート状態の日本人の若者。外国ルーツの若者の強みは語られなかった

支援者同士の意見交換の場では

「なりたい自分になる」という目標について
「日本人でも自分の就きたい仕事に就けないのに無理
でしょう」との声

○日本人ができないことは外国人はできなくて当然？

○ライフキャリア≠ワークキャリア（キャリアサポートは仕事のマッチングではないはず、、、）

ロータリークラブとの打ち合わせで

「率直な話、どうしてそんな若い外国人の子が日本にいるの？」

「日本語のレベルって何？N2,N3って？」

「どこでも働けるビザってどういうこと？」

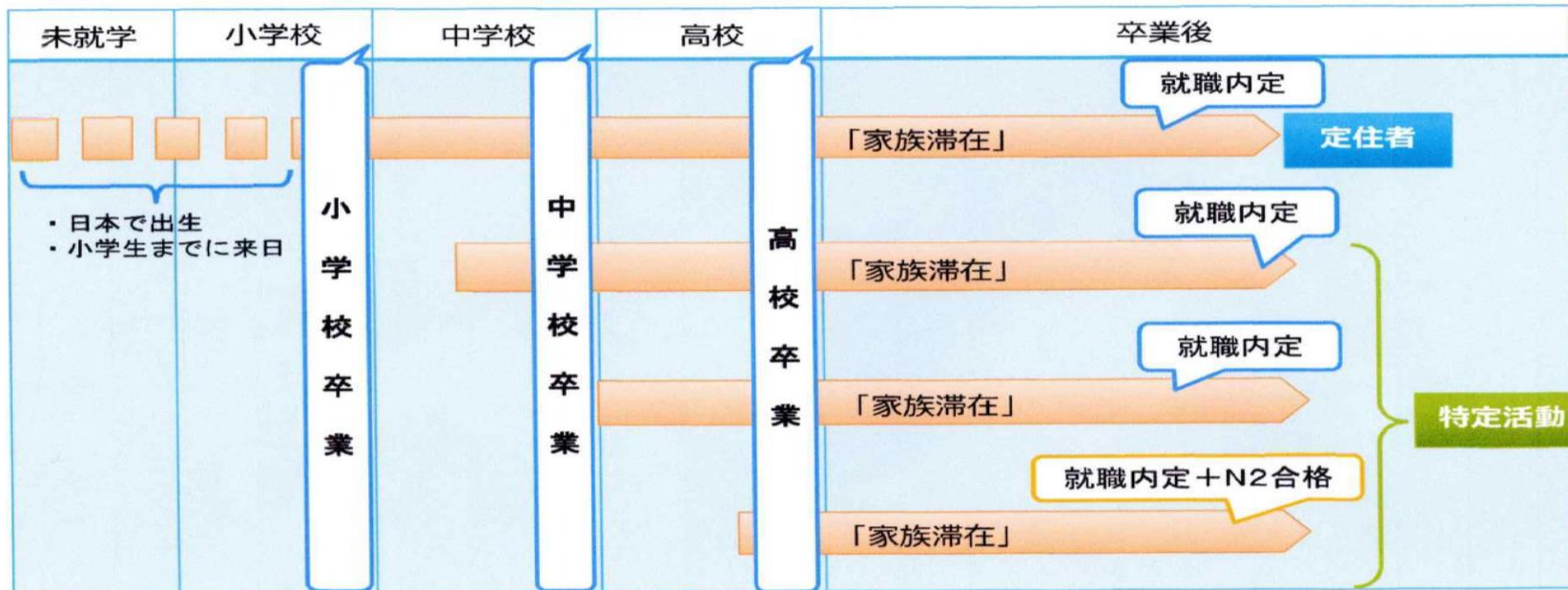
もう一つの課題 当事者として知っていなければいけない情報が伝わっていない

高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて

主なルート

定住者：17歳までに入国＋小学校卒業＋中学校卒業＋高校卒業＋就職内定

特定活動：17歳までに入国＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{高校入学（編入を除く）} \rightarrow \text{卒業} \\ \text{高校編入} \rightarrow \text{卒業} + \text{日本語能力 N 2} \end{array} \right\}$ ＋就職内定＋親（日本在留）の身元保証



※「家族滞在」以外の在留資格で在留している者でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある場合（「留学」等）は本取扱いの対象となる。

在留資格はとても大切なのに

- 定住ビザの更新を忘れてオーバースティになっていた大学生
- 永住許可取り消しのニュースは届いていない様子

気付いた現状

コロナが5類に移行し、ネットワークを再構築し始めると

●外国人が働く＝技能実習生のこと

●学齢超過が増加し、遠方からの受け入れ
の問い合わせや相談の増加

➡日本で育つ、教育を受けている外国ルーツ
の若者の存在を知らせなければ！

社会の受け入れ態勢があるということ

当たり前前に受け入れられた場所では頑張れる。居場所がない状態(2000年頃)には戻りたくないとの思い。

進路支援は学習塾ではない。心理的居場所があれば、自分らしくいられる、役に立ちたいと感じられる

ブラジル人で初めて弁護士になった照屋さんの言葉

2024年6月26日
朝日新聞

■ 外国人の学習

諦めないでいい環境つくりたい

弁護士

照屋レナン・エイジさん



てるやれなん・えいじ
1992年生まれ。2016年に司法試験に合格し、弁護士として在日ブラジル人を支援。23年から、日本での就労情報を提供する「国外就労者情報援護センター」の専務理事としてサンパウロに赴任。

日系3世として、ブラジルで生まれました。母方の祖父母が日本人で、何度か日本に来たことがありましたが、8歳の時に母の出稼ぎで、一緒に日本に移り住みました。

勉強は苦労しました。小学校では日本語がうまく話せず、漢字を覚えるのが大変でした。中学校でもついていけなかった。

ただ、弁護士になりたいと思ったのは、その中学生の時です。弁護士が主人公のゲームにはまりました。証拠を集めて論理を組み立て、真実を明らかにすることが面白かったのです。

高校では、大学で法学部に入る目標を立てました。

から、がんばっても就きたい仕事には就けないと思っていました。ブルーカラーとして働くブラジル人が多く、他の職業のロールモデルがいなかった。

時々、「勉強できるんでしょう？」と言われるのが、運だと思えます。勉強したいと思った時に、周りの支えがあり、勉強ができる環境にあっただけです。

外国人の子どもは、将来を描くことが難しい。大学3年の時、ブラジル人の子どもに勉強を教えるボランティアをして、置かれた環境の難しさを感じました。勉強についていけなかったり、いつ母国に帰るかわからず夢を持てなかったり。

◆感想や情報はedu@asahi.comまたは〒104・8011 朝日新聞東京本社 社会部教育班へ。

高校時代の支援について尋ねました



大人が子どもの支援
をするのは
当たり前のこと

その当たり前がない外国ルーツの若者がいます

ありがとうございました

1 NPOが担う
課題ではありませんが、



SKの活動報告に移ります